

令和7年度 第3回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和7年8月22日（金）午後3時00分開会～午後4時20分閉会

場 所：氷上住民センター 実習室

出席委員：森秀樹会長、赤井俊子委員、石塚和彦委員、十倉善隆委員、藪猛委員、高見克彦委員、臼井学委員、高畠豊代子委員、山田勝之委員、増南文子委員、細田哲子委員

欠席委員：西垣義之委員

事 務 局：まちづくり部長、人権啓発センター所長、人権推進係長、人権啓発センター主事

傍 聴 人：なし

報 告 事 項：なし

議 事：（1）人権意識調査票の内容審議について

資 料：【資料1】 人権意識調査票の新旧対照表

【資料2】 人権に関する丹波市民意識調査票（案）

【資料3】 人権に関する丹波市民意識調査票【やさしい日本語版】（案）

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・委員12名中11名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）
- ・資料の確認

2 会長あいさつ

会長あいさつ

本日も外に出るのも危険な暑さであるが、先日丹波市が歴代最高気温を記録したりと本当に暑い日が続いている。持病のある方や高齢者、そしてこども、例えば、幼稚園でされている預かり保育でもこどもたちを園庭に出すのが危険なので、ずっと室内に閉じ込め状態で非常に気の毒な状況である。そんな中でもご出席いただいている委員の皆さんには感謝申し上げる。今年度3回目の審議会となり、皆さんに審議していただいた質問項目の最終確認が本日の課題である。基本的には、市民の方にとってわかりやすくなっているのか、調査の成果があがりやすいようになっているのかについてご意見をいただければと思うのでよろしくお願ひ申し上げる。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報が特定されることはないと公開とする。なお、議論を進めていく中で、個人が特定されるような内容となった場合には非公開とする旨を確認する。

3 議事

（1）人権意識調査票の内容審議について【資料1】

事務局より【資料1】人権意識調査票の新旧対照表（問1）について説明

【意見要旨】

- ・意見なし

事務局より【資料1】人権意識調査票の新旧対照表（問2）について説明

【意見要旨】

- ・意見なし

事務局より【資料2】人権に関する丹波市民意識調査票（案）について説明

【意見要旨】

会長

「仕方がない」となっていたところを「やむを得ない」に変えたことで読みにくくなつたところもあるかもしれないが、なぜかというと、問11の選択肢2が以前は「判断能力が下がっている高齢者の行動を、家族が制限しても仕方がない」であったが、これは2つの意味に取ることができるようになつていた。家族が制限するのはやむを得ないというものと、制限しても高齢者はそんなことを気にしないという、どちらにも取れてしまうものであった。その曖昧さをなくすために、制限するのはやむを得ないに変更した。それに合わせてほかのところでも変更されたのかと思う。

問25についても事務局の説明通りだが、答える人が選択肢がない人には「どちらとも言えない」を追加すればよいのではということであった。本来であれば、あなたの性別はなんですかと聞いて好きなように書いてもらうのがよいかと思うが、番号で処理ができるようにということでこの形となっている。

委員

問10の外国人の人権についての設問で、私が以前日本語教室へ通っていたとき、とても給料が低いという話を聞いた。また、いつも残業をされていて遅くに今仕事が終わつたと来られるこつもあつた。土日はどうなつかと聞けば残業があると言つておられた。待遇がとても悪いと感じたが、それは会つて話をしてみないとわからないことである。同じ設問でないと意識の変化を見ることができないという意見もわかるが、問7の女性の人権についての設問では、1番目に「昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむを得ない」という項目がある。これと同じ観点で、項目を一つ増やして「日本人との職場における待遇の違いはあってもやむを得ない」のような問い合わせを追加してはどうか。今は外国人の問題も様々だが、丹波市に来られている技能労働者の待遇を実態として聞いてみては。日本人とは待遇が全く違つ。これは大きな問題だと思う。

事務局

今回の審議会は3回目の開催となり、第4回目の開催は今のところ考えていないため、この場でご審議いただき決定するのであれば追加することは可能である。

会長

追加するのであれば、「外国人だからという理由で給料が低いのはやむを得ない」というよう

なものになるかと思う。おそらく、外国籍であるからと給料が低いというのは法律的にはダメである。ただ、委員が言われているのは給料の話ではないかと思う。技能実習生の報酬が給料として考えられているのかというところになるかと思うが、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

“外国人”としたときに、前提の制度の趣旨として技能実習というのはそもそも労働力ではない。外国人にも技能実習とそれ以外の方もたくさんおられる中で、労働者として見たときには外国人だからといって給料を低くするのはよくない。考え方によっても違ってくるところはあるので、一律的な質問は難しいのではないかと思う。

委員

丹波市に存在している人権課題の一つとして今後の審議会の中に置いてほしい。技能実習生の労働条件が悪いというのは課題である。

事務局

昨年度策定した多文化共生推進基本方針では、人権の尊重という観点から一つの柱として入っている。生活支援という項目の中には働きやすい労働環境づくりも入れている。市内の事業所には外国人の方を雇われているところも多いので、そういった事業所に向けてしっかりと啓発していくことは現在も取り組んでいることである。

委員

建前と本音の部分の違いが問題。技能実習生は技術を教えてもらっている方という考え方だが、これは建前の話で、本音で言うと安い労働力を企業としては求めているので外国人を雇うということである。その本音がおかしいのだが、建前でそんなことはないと言ってしまうのでギャップがある。そういうところばかりというわけでもないが、見えてくるところに対しては人権問題であると感じている。

事務局

委員のおっしゃる通りかと思う。参考情報として、技能実習法が改正されて令和9年の夏までには新しい法律が施行され、技能実習という形から育成労働に変わる。委員の言われるような問題は、技能実習生の背景として転籍が認められず、同じ事業所の中にいなければならないという仕組みの部分が、育成労働に変わることで見直される予定である。いただいた意見を踏まえつつ、今後を見据えて情報収集をすることも大切だと考える。

委員

外国人だと一括りにするのも違う。大手企業に勤めている人もおられるので、外国人だから給料が低いというのではなく、技能実習という中身からいくとおかしいのではないかということである。

委員

今まで中国の方が多かったのが最近はベトナムの方々が増えている。そんな中で国際交流協会の事業に出席されるのは、いわばエリートの方ではないかという話がある。スピーチ大会をすると、とても日本語が上手で我々よりも上手に日本語を話される方もいる。日本語教室で学ばれているということもあるが、向上心も高く持って日本へと来られている。それはよいとして、日本語の授業に行くことができない人は、事業主が止めている場合もある。その場に参加して、互いの給料の高低の話をされるのを事業主が嫌がるということもあるのではと考えている。こういった表向きの綺麗な話ばかりではなく、違う面を国際交流協会としても人権啓発センターと連携し考えていかなければならないと思う。

会長

問題を少し切り分けて考えた方がよい。アンケート項目の中に、外国人というだけの括りだと様々な方がおられるので今の段階では難しいということと、技能実習生の方々が実習場所によって待遇が違っていて厳しい状況に置かれている方も存在しているということ。それは一方では福祉の問題とされたり、人権が侵されているとも受け取ることができる。先ほど委員からあつた意見はまさにそういった問題を今後人権啓発センターでどのように取組んでいかれるのかというところであった。

委員

技能実習生の共通の課題、人権課題であると認識していただきたい。必要なことであると思う。

会長

将来的に基本方針の中に入れられるかどうか、また、実態すらわからない状況であり、国際交流協会でも実態がわからないようにするケースを見られていたりするという状況を人権啓発センターとしても理解し取組を進めていただきたいと思う。他にご意見のある方は。

委員

資料2の17ページの（4）であるが、少し言葉に気になるところがある。選択肢として豊かなくらし、やや余裕がある、人並みの生活という言葉が使われているが、年代によって捉え方に大きな差が出るのではないかと思う。私たちの年代になれば健康で生きているだけで幸せだと捉える方もおられるが、働き盛りの方はやはり給料の面やこどもにかかる出費のことも考えられると思う。そうなると、この設問自体が必要であるのか、また、5つに細かく棲み分けする必要があるのか。そして、この設問でわかった結果をどのように活かすのかお伺いしたい。

事務局

前回調査の報告書を見ると、金銭的に豊かな方は割と人権意識があるという結果であったということと、前回同様として残しているが今の時代にふさわしくないということであれば削除することも市としては致し方ないと考える。

委員

私がもしこのアンケートに答えることになったとしたら項目（4）（5）には答えない。在日

朝鮮の方々が帰化せず通称名を使われていたり、在日の方々の気持ちもわかるので、答えたくないと思ってしまう。ただ、経済と人権意識を知ることに意味があるというのもわかる。

事務局

前回の調査のときには上中下の表記しかなかったが、わかりにくいう�うということで基準となる文言を追加しているが、なくてもよいとは思う。

委員

先ほど質問したように、この項目から見えてくる答えはどのように活かすのか。繰り返しになるが、年代によってかなり変わってくると思うので、活かすことができるのか疑問である。

事務局

金銭面に余裕がある方が人権意識が高いと言ったが、その結果をもってどう市が取組むのかということについては取り組みようがない。

委員

施策としては難しいかもしれないが、経済的な状況によって、人の意識がどうなっているのかということは何か見えてくるものがあるかもしれない。市民皆が経済的に豊かになればよいというものでもない。

委員

たとえば、人権学習や講演会等で活用するのはよいと思う。

会長

ご自身が余裕があると感じているのかそうでないのかを聞いてるので客観的な情報を調べるものではない。先ほど委員から若者と年配の層では回答が変わっていくのではとご指摘があったが、あまりここでは配慮しなくてよいと考える。客観的ではなく自己評価である。それを調べること自体は意味があるよう思う。たとえば、経年変化でいうと段々と暮らし向きが悪くなってきたと感じる方が増えたということもわかるようになる。また、暮らし向きにゆとりがない方のほうが差別的な傾向があるというデータがあるとすれば、気を付けようと思えるよう気付きとしての活用もできるかと思う。

事務局

いくつも仕事を掛け持ちで働かれている方はそもそも人権について勉強する時間がないということにもつながる。勉強したくてもできない状況に置かれている方もおられると考えると一概には言えない。

委員

中から上を選べる人にとっては痛くも痒くもないが、一生懸命働いてこどもにもなにかと我慢をさせているようなしんどい状況にある方にわざわざこれを聞くのは辛いのではないか。国

籍も、ずっと隠して生きてきた方に新たにもう一度聞くのはしんどいと思う。また、なぜ人権学習をする時間がないのかを明らかにするほうがよいと思う。

会長

“下”というものを選ぶことが辛いという意見であったが、たとえば言葉を変えたとしても辛いものだと思われるか。

委員

しんどい思いを人に語るというのは信頼関係がないとできない。行政の相談窓口でもそうである。本当にしんどい方は信頼関係もなしに相談窓口には行かない。信頼関係というのは、この人に話せば解決してもらえるかもしれないと思うものである。アンケートに答えたからといってなんの解決にもならないのに回答を求めて仕方がないのではと思う。

事務局

このアンケートで個人が特定されることはないので、信頼関係は少し違うと思う。

委員

上中下という言葉の固定概念で、上はよくて下は悪いという意味合いも含まれる。上中下をやめて判断基準だけを書くほうがよいのではないかと思う。一方で、世界的な政治状況などをみると、アメリカなども内向きである。日本と同じで、生活が貧しく向上していかず不満がたまると排他的、攻撃的になる。内向きになると外国人を排斥しようとするようになる。日本の選挙をみても、内向きの党がぐっと伸びたりしている。これはやはり、生活に何か不満を抱えていたり経済状況が上向かないことも理由として表れているのだとすれば、設問としては今どのような状況だと思っているのか、意識がどうなのかがある程度見えてきたら意味はあると考える。

委員

確かに、上中下でわけるのは今委員からあったように、上はいいが下はだめだという意識が潜在意識としてあるので、判断基準に番号をつけて、6番目のわからないは答えたくないでもよいと思う。

事務局

事務局としても、上中下という表現がそもそも問題ではないかと認識している。判断基準を出すのであれば、あなたは比較的豊かですか、余裕がありますかと、これを設問とするほうがよいと考えるため修正をしたいと思う。

会長

設問をなくしてしまうのか、もう少し柔らかい表現で残すのかの選択になるが、他の委員のご意見は。

委員

表現を変えるのはよいと思うが、一年前と比べて物価高などで生活が苦しくなってきたという声をよく聞くので、以前より厳しくなったかどうか、変わりがないのか、なにか比較するものが入ればよいのではないかと思う。

会長

様々な意見があるが、比較的多くの方が言われた上中下という表現がきつい、特に下を選ぶといふのはなかなかしんどいことであるといふのはご指摘の通りかと思う。だからといってなくしてしまうのがよいのかどうかは少し別で、もう少し柔らかい表現ではといふ意見もあるので、事務局で考えていただくこととしてよいか。生活が貧しいということを口が裂けても言いたくないという方や、反対に訴えたい方もおられるであろうと思うので、なるべく柔らかい表現を考えていただきたいとは思う。

事務局

審議する時間がないので、判断基準として書いているような内容を設問として入れて、最後に答えたくないという選択肢もつけて修正する。

会長

資料3についての説明は事務局からなにかあるか。

事務局

細かく説明はしないが、資料2に基づいて修正しているので確認をお願いする。ご意見を伺いたいのは、問13のSNSの後ろに括弧書きでふりがなを入れているところで、このふりがなが必要かどうか。またはカタカナがよいか。

委員

すべての漢字にふりがながついているので、書いてあってもよいと思う。

委員

ふりがなが入っていて丁寧だと感じていた。

委員

行政としては、すべての方が読んで答えられるようにするというスタンスが大事であると思うので、ひらがなでよいと思う。

会長

特に違和感はないのでひらがなでお願いする。それから、資料3の問2のルールや法律については確認しておくほうがよいと思うがどうか。法律は法律のままでもよいが、条例は難しいのでルールというように表記していただいているが、選択肢11では、法律がルールという書き方になっている。これを法律ですと変えたほうがよいのかどうか。

事務局

法律に修正する。

会長

細かく確認する時間が今日はないが、気になるところがあればいつまでなら変更可能か。

事務局

8月中でお願いする。

会長

ほかに何か今お気づきの点がある方は。

委員

前回事務局から、人権意識調査を行う目的等についてという項目を作っていただいたが、なぜ調査をするのかという共通認識を持つために今一度確認をしてはどうか。何のためにするのかというと、平成30年に行った調査と今回の調査で変化を比較して課題を明らかにし、次に何を重点的に取組むかという方向を明確にするために人権意識調査をするということをしっかりと押さえておかないと、ただ調査をしただけではいけないので、事務局には明確に文章化していただいているので今皆さんで確認しておくことはとても大事なことであると思う。

(4) その他

事務局より今後の予定について

会長

他にないようであれば、本日予定の議事はこれで終了した。これをもって閉会とする。